

学校法人愛知学院成果有体物取扱規程

平成 24 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 本規程は、学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）において研究・教育等により得られた成果有体物又は本学院以外の機関（以下「外部機関」という。）から提供された成果有体物（以下、総称して「成果有体物」という。）の取扱いについて規定し、もって、成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び本学院の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「成果有体物」とは、研究・教育等の結果又はその過程で得られたものであって、次に掲げる学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、コンピュータプログラム、データベース、論文、講演等の著作物及び市販されているものを除く。

イ 材料及び試料（試薬、新材料、細胞、遺伝子、微生物、化学物質、タンパク質、実験動物、植物新品種、土壌、岩石等）

ロ 試作品、モデル品、実験装置等

(2) 「教職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

イ 本学院役員

ロ 本学院教育職員（客員・非常勤を含む。）

ハ 本学院事務職員、医療職員、技能職員及び労務職員（嘱託・臨時職員を含む。）

(3) 「学外研究者等」とは、本学院が受け入れている外部機関の研究者及び派遣職員をいう。

(4) 「学生」とは、本学院の大学院生及び学部生をいう。

(5) 「作製」とは、成果有体物の創作又は抽出をいう。

(6) 「作製者」とは、成果有体物の作製を行った教職員、学外研究者等又は学生をいう。

(7) 「部局」とは、教職員、学外研究者等又は学生が所属する学部、研究科、研究所、講座（歯学部・薬学部に限る。）、課、事務室、センター等をいう。

(帰属)

第 3 条 教職員によって職務上得られた成果有体物の権利・法的地位は、特段の定めがない限り本学院に帰属する。

2 学外研究者等又は学生が次の各号に掲げる成果有体物を作製した場合、その権利・法的地位は、特段の定めがない限り本学院に帰属する。

(1) 教職員と共同で作製した成果有体物

(2) 自身の本学院での研究成果に関わる成果有体物

(3) 現在所属する、又は過去に所属した本学院の研究室等における研究で作製した成果有体物

3 本学院は、前項の成果有体物を第 4 条から第 9 条の規定に準じて取り扱うものとする。

(提供の申請及び承認)

第 4 条 教職員は、成果有体物を外部機関に提供する場合、成果有体物提供許可申請書（様式 1）を本学院理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請を承認したときは、申請をした者に承認した旨を通知しなければならない。

3 教職員は、成果有体物を外部機関に提供する場合、その提供に係る成果有体物の搬入、搬出等の経費を外部機関に負担させることができる。

(MTAの締結)

第5条 本学院は、前条第1項に規定する申請を承認した場合、成果有体物の提供先である外部機関との間で成果有体物提供契約(以下「MTA; Material Transfer Agreement」という。)を締結するものとする。

2 教職員は、前項に規定するMTAが締結された後に、外部機関に成果有体物を提供するものとする。

(提供の禁止)

第6条 教職員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合、その成果有体物を他者に提供してはならない。ただし、第5号から第8号に該当する場合において、提供の目的が研究・教育等に関するものであるときは、この限りではない。

(1) 理事長が提供を禁止した場合

(2) 法令及び本学院の規則等に違反する場合

(3) 国及び本学院が定める倫理指針に違反する場合

(4) 外部機関の研究者等が作製したもので提供が禁止されている場合

(5) 個人が特定され得る情報がある場合

(6) 臨床由来のヒト試料の場合

(7) 複製が実際上困難で、提供することにより研究・教育等に支障が生じる場合

(8) その他提供不可能な理由がある場合

(成果有体物補償金)

第7条 本学院は、教職員が成果有体物を有償提供することにより外部機関から収入を得たときは、その教職員が所属する部局に対し、収入額から間接経費10%及び消費税額を控除した額を成果有体物補償金として支払うものとする。

2 前項に規定する教職員は、成果有体物補償金を本学院経理規程に則って執行するものとする。ただし、その他必要と認められる場合、学内理事会の審議を経て成果有体物補償金の使途を定めることができる。

(秘密の保持)

第8条 教職員は、成果有体物に関して、その内容並びに本学院及びその教職員の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。

2 前項の規定は、教職員が本学院を退いた後も適用するものとする。

(外部機関における取扱い)

第9条 教職員が外部機関において成果有体物を得た場合の権利の帰属については、その外部機関との協議によるものとする。

(受入れ)

第10条 教職員は、研究又は教育等を目的として、外部機関から成果有体物を受け入れる場合は、成果有体物受入許可申請書(様式2)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請を承認したときは、申請をした者に承認した旨を通知

しなければならない。

- 3 本学院は、必要に応じて、成果有体物の提供元である外部機関との間でM T Aを締結するものとする。この場合において、教職員はM T Aが締結された後に、外部機関より成果有体物を受け入れるものとする。

(事務)

- 第 11 条 本規程に関する事務は、研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課の所管とする。

(雑則)

- 第 12 条 本規程の定めるもののほか、成果有体物の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

- 第 13 条 本規程の改廃は学内理事会の承認を経て、研究推進・社会連携課が行う。

附則

本規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式 (省略)